

中野区教育委員会会議録

平成27年第18回定例会

平成27年6月19日

中野区教育委員会

平成27年第18回中野区教育委員会定例会

○日時

平成27年6月19日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時21分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 渡邊 仁

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

○欠席委員

教育委員会委員 増田 明美

○出席職員

教育委員会事務局次長 奈良 浩二

教育委員会事務局副参事（子ども教育経営担当） 辻本 将紀

教育委員会事務局副参事（学校再編担当） 板垣 淑子

教育委員会事務局副参事（学校教育担当） 石濱 良行

教育委員会事務局指導室長 杉山 勇

教育委員会事務局副参事（子ども教育施設担当） 浅野 昭

○書記

教育委員会事務局教育委員会担当係長 金子 宏忠

教育委員会事務局教育委員会担当 高橋 綾菜

○会議録署名委員

教育委員会教育長 田辺 裕子

教育委員会委員 田中 英一

○傍聴者数

11人

○議題

1 協議事項

- (1) 教育委員会に対する陳情について
- (2) 教育長の臨時代理による事務処理の指示について

2 報告事項

(1) 教育長及び委員活動報告

- ① 6月5日 鷺宮小学校訪問
- ② 6月12日 第2回中野区総合教育会議

(2) 事務局報告

- ① 「中野区教育ビジョン（第2次）」の改定について（子ども教育経営担当）
- ② 区立図書館指定管理者候補者の募集について（子ども教育経営担当）
- ③ 中野区軽井沢少年自然の家指定管理者候補者の募集について（学校教育担当）
- ④ 区立小学校の通学路への防犯カメラ設置について（学校教育担当）
- ⑤ 長期欠席の状態にある児童及び生徒に対する巡回支援事業の実施について（指導室長）
- ⑥ 平成26年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握の結果について（指導室長）

○議事経過

午前10時00分開会

田辺教育長

おはようございます。

教育委員会第18回定例会を開会いたします。

本日の会議は、定足数に達しております。

本日の会議録署名委員は、田中委員にお願いいたします。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程のとおりです。

ここで、傍聴の方にお知らせします。本日の事務局報告の1番目から5番目の資料は、区議会への報告前の資料となりますので、後ほど回収させていただくこととします。傍聴の方は、ご退室の際に事務局へ資料の返却をお願いいたします。

<協議事項>

田辺教育長

それでは、日程に入ります。協議事項の1番目、「教育委員会に対する陳情について」を協議します。

初めに、事務局から、受理した陳情について説明をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、陳情の概要につきましてご報告、ご説明申し上げます。

本件は、平成27年5月13日付けで受理いたしました教育委員会に対する陳情でございます。内容でございますが、中野区教育委員会におきまして、本年3月まで実施していた「各月最後の教育委員会定例会閉会後に行われる傍聴者発言」の復活を求める内容でございます。

主な理由といたしましては、一つは、傍聴者発言をなくすことは、教育委員会と区民を結ぶ大切な機会の一つを失うことになるのではないかと。

二つ目でございますが、傍聴者発言は用紙への記載で代えられるものではないなどが理由として挙げられているところでございます。陳情者は、子どもと教育を守る区民の会でございます。陳情の概要については以上でございます。

田辺教育長

ただいま事務局から陳情の概要について説明させていただきましたが、当教育委員会では、本年3月27日の定例会で「平成27年4月からの教育委員会の運営について」の中で、

傍聴者発言の取扱いについてご協議いただき、各月最後の定例会閉会後の傍聴者発言の時間については設けないことで結論を出したところです。

今回は改めて陳情の内容について整理し、取扱いを協議したいと思います。先ほど事務局から説明のあった傍聴者発言の機会の復活を求める理由にもありました「区民の意見聴取の機会は確保されるのか」ということに着目し、協議を行いたいと思います。

それでは、委員の皆様からご発言をお願いいたします。

渡邊委員

傍聴者発言の件につきましては、区民の意見をどういう形で取り入れるのかということは今までも討議してきたところで、今、教育長が言われたように、本年3月の定例会で結論を出したのですけれども、こういった陳情が挙がりましたので、区民からの意見の聴取の方法その他等について、こういった形が今現在行われているのか、もう一度改めて確認をさせていただきたいと思うのですけれども、ご説明いただけますでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

基本的には、中野区におきましては自治基本条例という、区民参加にかかわる根本となる条例を制定してございます。この中では、区の行政への区民参加の手続を定めているところでございまして、区民意見交換会でありますとか、パブリック・コメント手続といった手法によりまして、区民の皆様から意見を聴取する手続というものを整備しているところでございます。

渡邊委員

区民意見交換会というのは、教育に関しても適用されると思いますけれども、もう少し教育にもかかわっているとか、この教育委員会に対するご意見とか要望を受ける場所というのはいかがでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

基本的には、自治基本条例ということで根本、方針を定めているということでございます。日々の行政活動につきましては、例えば、区民の意見ということでは行政監理分野で広くいただいているところでございます。個別の意見ということでもいただいております。またちょっと方法は異なるところではございますけれども、行政評価ということも一つ基本に据えて行っているところでございまして、ここには外部委員ということで学識経験者の方、あるいは区民の方にも参加していただきまして、様々なご意見等をいただいているといったようなことも実施してございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

今、渡邊委員から質問があったように、区民からどうやって意見を聴取するというか、吸い上げていくか。または、私たちがそれを把握していくかということは極めて重要で、その仕組みを今幾つかお話いただいたのですけれども、教育委員会としてどうなのか。今のお話はもちろん教育委員会も含めてのことだと思えるのですけれども、やはり今、自治基本条例の制定とか、そういった区民参加の仕組みは様々生きているとは思えるのですけれども、特に教育委員会に関してのそういった意見聴取、実態の把握について、もう一回整理していただければありがたいと思えるのですけれども。

副参事（子ども教育経営担当）

教育委員会の活動ということでは、地域での教育委員会でありますとか、「夜の教育委員会」ということで、区民の皆様に関心を持っていただけるような協議テーマを設定いたしまして、定期的な開催をさせていただいているところでございます。

またこの協議テーマに関しましては、傍聴者の方から直接ご意見をいただくような機会も設けておまして、教育委員会における区民意見の聴取の方法として効果的であるというふうに認識しているところでございます。

小林委員

夜の教育委員会と地域での教育委員会の年間の実施回数を、改めて確認したいと思えます。

副参事（子ども教育経営担当）

夜の教育委員会につきましては、年1回。また、地域での教育委員会ということでは年2回ということで、今現在実施してございます。

田辺教育長

よろしいですか。

ほかにご意見ございますでしょうか。

田中委員

本年4月以降に区立学校を訪問して、皆さんのお話を聞く機会がありました。ひがしなかの幼稚園、それから南中野中学校。南中野中では地域での教育委員会も開かれました。それから鷺宮小学校、そしてPTA連合会の懇親会とか総会にも参加させていただきました。

た。いろいろな場面で皆さんの意見を聞く機会がありましたけれども、PTAとか直接学校にかかわっている方以外の、一般の地域の方の意見を聴く機会としては、地域での教育委員会があったと思います。ただ、何人もお集まりいただいて意見をいただいたのですが、せっかくの機会だったので、周知をしっかりとしてもう少し多くの方に傍聴していただけるとよかったなというのが、課題かなと一つ受けとめています。

それから、鷺宮小学校訪問では、学校でいろいろな事業を視察したり、参加しましたが、その中に、地域の方が子どもたちの活動を支援するというふうな活動をされていて、地域の方が大勢いらっしゃっていたので、そのときにいろいろお話を伺う機会があったということで、我々自身もいろいろなところへ出かけて現場での皆さんの意見、あるいは子どもたちの声もなるべく受けとめていきたいなというふうに考えていて、そういうことを積み重ねることで、皆さんの声を教育委員会の活動に反映させていけたらというふうには感じているところです。

渡邊委員

私は教育委員になるときに、所信表明で区民の意見を聴いてそれを反映させたいというふうなお話をさせていただきました。その体制として、区民の声を聴くということは、区民のためにやっているわけですから、当然、私の意見を述べる場所ではなくて、区民の意見を聴いてそれを集約するというふうに考えていますので、極めて重要なことではあると思うのです。ですけれども、ある特定の意見とか、基本的に声の大きい方の意見が押されるというのも少しいけなくて、公平に幅広く意見を聴く方法というのがやはり、大切だなというふうに感じているところです。

そういった機会では、PTA連合会の懇親会その他等にも参加させていただいて、各学校のPTAの方々との懇親の場での意見の聴取。それと、学校訪問をした際に、そこでの事情を伺うということで、今回、鷺宮小学校で児童との対話集会がありました。そして、当日は音読活動ということで、「白鷺音読の会」の方がいらしていましたので、そういった地域のボランティアの方々とのコミュニケーションなど、そういう形でご意見を伺っているのですが、今説明があったように、地域での教育委員会が年2回、夜の教育委員会が年1回という形で、その回数については少し今後検討していく必要があるのかなと。

また、この傍聴者発言がなくなったというだけではなくて、意見を用紙に文章で書くということも、改めて文章で読むということも、毎回傍聴者意見用紙を拝見していますけれども、文章で書くということは、言葉で言うよりも責任感と重さも出てくる場所もあり

ますので、そういうやり方も決して悪くないかなと感じているところです。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにございますか。

小林委員

陳情の趣旨の中には、やはり両者の発言の違いというのがやはりあらわれていると思うのですね。その発言の重みと、それから、文章にも重みがある。やはり今、いろいろな形で教育委員会に対する要望又は質問なども含めて、そういったものが来ていると思うのですが、そういうものに対して、成果というのですかね。私たちは、渡邊委員もおっしゃったように全部目を通して、こういった会議に臨む際にいろいろ出していこうという思いを強く持っているわけですが、そういった制度についてどういうふうに事務局として受けとめているのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

先ほども申しましたが、日々寄せられる意見等につきましては、きちんと教育委員会事務局内でも情報共有を図りまして、必要によりまして教育行政に生かしていくというスタンスでございます。

小林委員

改めて今回のそういったものを討議するに当たって、この傍聴者発言というものが生まれたのは、昭和50年代の後半でしょうかね。それからもう30年以上経っているわけですね。もちろん教育に関しては古き良きものをずっと継承していく良さで、それから、新しいものをどんどん導入していくという、俗にいう不易と流行というか、これは教育だけではなくて、どの世界もそうだと思うのですが、ただ古いから良くないとか、新しいからいいとか悪いとかいうことはないのですが、今は、やはりこの30年を経てネット社会というのでしょうかね。いじめに関しても法律ができたりとか、その中にもインターネットによるいじめの深刻さというのが明記されたり、インターネットとのかかわりというのが、かなり深くなってきていると思うのですね。そういう点では、今現在、アナログなもの、発言も含めて、書いてこちらに寄せていただくものと、それから、インターネット上のそういった要望だとか、教育委員会への問いかけとか、その辺は実態としてはどうなのでしょう。実際にそういったインターネット上のものというのは増えてきているのかどうか、ちょっとそれ確認をしたいと思うのですが。

副参事（子ども教育経営担当）

今、具体的な件数はないのですけれども、昨今やはりインターネットを介していました
だく意見というのも増えてきているというふうに認識してございます。

小林委員

今、渡邊委員がおっしゃったように、私たちは意見を把握する際に、全体的なバランス
とか、そういったものをやはり重視していくということを考えたときに、傍聴者発言もか
つてそうだったわけですがけれども、インターネットによるものとか、全てというわけでは
ないのですけれども、いろいろなものをやはりバランスよく見ていく必要があるかなとい
うふうに、今改めてこの議論を通して感じたわけなのですね。やはり田中委員もおっしゃ
ったように、私たちは恐らく他の自治体の教育委員会に比べて現場に足を運んでいる回数と
いうのは、かなり多いほうだと自負するところなのですけれども、そこでの子どもの様子
や教員の方々の率直なお考えも含めて、それから保護者、地域の方々ですね。そういった
ものを、やはり私は一番優先していきたいなと思うのですね。ですから、今後も全体をい
ろいろ、実態を把握するためには学校に出向くとか、地域に出向くとか、そういうことも
重視しながら、今言ったインターネットによる状況把握ということも、今後はおろそかに
できないのかなという思いをちょっと持ったところです。

田辺教育長

ありがとうございます。皆さん方の意見を伺ってしまして、様々な幅広いご意見を伺う
ということがとても大切だと私も思っているわけですがけれども、反対にご意見をいただく
ためには、教育委員会として情報提供も積極的にしていかなければいけませんし、そうい
う意味では、区でもホームページやF a c e b o o kなども設置をしまして、様々ご
意見をいただいたり、情報提供したりということがあります。教育委員会というのは、法
律上、会議体で協議体であるわけで、この場を基本にしていかなければいけないのですけ
れども、中野区全体の様々なところに出向いたり、情報発信して、それをもとにご意見を
いただける環境というのをこれからもつくっていく必要があるかなと私も思っているところ
です。

ほかにございますか。

小林委員

今ちょっとお話を伺っていて感じたのは、最近のニュースで、選挙権が今度18歳まで
引き下げられるということで進んでいるわけですがけれども、今、私の職場でも、大学生は
ほとんどインターネットがないと実際に全てが滞ってしまうというのですかね。履修の登

録も、休講のお知らせも、場合によってはレポートの提出も全てインターネットを通してやるというのをほとんどの大学でやっているわけですね。そういう意味では、これからそういう住民参加とか区民参加、そういったものをしっかりと子どもたちに今後、定着させていくためには、やはり情報教育とか、学校教育の中でしっかり進めていく必要があるのだなというふうに、ちょっと直接的なことではないのですが、非常に強く感じました。

田辺教育長

ありがとうございます。

ほかにごありますか。よろしいですか。

それでは、ただいま委員から幾つかご発言がございましたので、ここでまとめさせていただきます。委員からご意見がありましたように、教育委員会での活動は会議だけでなく、教育の現場に出向いて、直接区民と交流する機会を持ち、区民団体との懇談を通じてご意見を伺うというようなことも行っています。また、今後さらに進展するであろうインターネット等も活用しながら、意見聴取をしたり、情報発信していくことも、これから教育委員会としても積極的に行っていく必要もあるというふうに思っています。

現在では、区民参加の手续や行政評価などの仕組みが整えられていることや、教育委員会としても既に様々な意見聴取の機会を確保しているという状況もございます。また、傍聴者からの意見につきましては、意見用紙を活用して教育委員も十分受けとめているというご発言もございました。また、地域での教育委員会や夜の教育委員会の開催時においては、発言の機会を別に設けておりますし、この回数については、今後協議をさせていただきたいと思っています。

これらを総合的に勘案したところ、教育委員会としては引き続き、幅広い活用を工夫をしていくということを含めまして、現在の運用をしていくということで整理をしたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいですか。

渡邊委員

地域での教育委員会、夜の教育委員会で傍聴者発言の場がありますけれども、その場合、議題が固定してしまう形なので、そういう意味では、区民の意見を幅広く聴く場をもう一度検討していただいてもよろしいかなとは思っていますので、その辺よろしく願いいたします。

田辺教育長

今ご意見をいただきましたが、そうしたことも今後、検討させていただければと思っております。

それでは、事務局はただいまの協議をまとめた上で、陳情者に対してご回答をお願いいたします。

以上で協議事項の1番目の協議が終了いたしました。

続きまして、協議事項の2番目、「教育長の臨時代理による事務処理の指示について」の協議を行います。事務局から説明をお願いいたします。

副参事（子ども教育施設担当）

それでは、教育長の臨時代理による事務処理の指示についてご協議をお願いいたします。指示内容でございますが、第四中学校校舎耐震補強工事請負契約の契約変更に係る区長からの意見聴取に対しまして、教育委員会の意見の申出について教育長の臨時代理による事務処理を指示するものでございます。

理由でございますが、平成27年2月から公共工事の設計労務単価が変更になりました。区としてはそれについて早期に適用するというので、平成27年2月1日以降に契約を行った工事につきまして、この新労務単価での契約変更を行う特例措置を実施することにしてございます。第四中学校校舎耐震補強工事につきましては、平成27年3月に契約締結しておりまして、この新労務単価を適用して契約変更を行いますと、変更後の金額が1億8,000万円以上となり、区議会での議決事項に該当いたします。したがって、議案の上程に当たりまして、区長から教育委員会に対して意見を求められることとなります。教育委員会に対する意見聴取につきましては、6月22日から開催される区議会本会議において、本契約変更にかかわる補正予算案の可決後に行われますが、議決日程等が未定であること、また区長からの意見聴取後速やかに意見の申出の事務処理が必要になることから、本件事務処理について教育長が臨時に代理することをあらかじめ指示するものでございます。

説明は以上でございます。

田辺教育長

それでは、各委員からご質問、ご意見等、ご発言がございましたらお願いいたします。

渡邊委員

確認ですけれども、新労務単価というのは、国が決めたものが変わったので、そのまま並行してこちらのほうも変えなければいけないと、そういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

そのとおりでございます。

渡邊委員

ありがとうございました。

田辺教育長

ほかに、よろしいですか。それでは、本件に係る区長の意見聴取に対する意見の申出については、教育長の臨時代理による事務処理を指示することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

田辺教育長

ありがとうございます。それでは、次に、報告事項に移ります。

教育長及び委員活動報告をいたします。事務局から一括報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、事務局から一括で報告をさせていただきます。

6月5日、鷺宮小学校訪問でございます。田辺教育長、渡邊委員、田中委員、小林委員、増田委員が出席されました。

6月12日、第2回中野区総合教育会議、田辺教育長、渡邊委員、田中委員、小林委員が出席されました。

以上でございます。

田辺教育長

各委員から補足、質問、ご発言がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員。

渡邊委員

鷺宮小学校に行ってみりました。やはり現場に行くと、子どもたちの様子というのは本当によくわかるなど改めて毎回感じるところです。学校の雰囲気も、校長先生のカラーというのかなり表れてきて、一般的なことを言うと、整理整頓もちゃんとできて、そして学校で挨拶を大切にしているということをもットとされているということで、子どもたちも廊下ですれ違う際に挨拶がしっかりできていて、いろいろとよい学校になっているなというふう感じておりました。

また、地域の「白鷺音読の会」の方々がいらっしゃって、音読活動というのをやっておりました。子どもたちが地域の皆さんの前で本を読んで、1人ずつチェックしていただい

て、シールを張っていただくというような簡単なものなのですが、子どもたちは積極的に取り組んでいて、大したものだなというのですかね。もう1ページ、2ページを全部暗唱してしまうのですね。やはり改めて小学生の、こんなに小さな体でも、ペラペラとその文章を暗記して読まれる姿を見ると、やはりかなり優れた能力を持っているなど改めて感じたところでございます。こうした活動が各校にどんどん広がっていったらいいなと感じました。

その後、給食を一緒にさせていただいて、とてもおいしい給食でした。南中野中学校訪問のときに比べると時間的余裕は若干あったかなと。そういう意味ではよかったかなと。食事内容、バランスという点については、中野区の給食については問題視する点はもうほとんどない。調理の仕方という問題に関しては更に良くしていく必要もあるのかなと。

それで、その後に児童との対話集会ということで、グループに分かれて体力向上の取組を見て、一緒に参加してお話しするというような形でした。今体力向上ということで、投力がというような話がちょうどテレビで出ていたのですけれども、私が担当したグループは、物を投げる、遠くに投げる、正確に投げるという、そういった練習をしました。確かに、今まで外で遊ばなくなったせいなのか、そういったことをやっていない子どもたちが多いいということ。これは改めて実感しました。物を投げるという、そういったことが一般生活の中においてあまりないと。そうすると、では、ボールを投げたことが今までに、小学校になってからあるのかなと。少しそういうことを考えました。では、ボールを投げる場所というのは広い場所。どういう形でボールを投げるのだろうかとか、感じていたのはそんなところですか。どういうシチュエーションでそういった遊びが捉えられているのか。だから、今回は訓練でしたけれども、訓練ではなくて遊びを通じて、どうしてこういったことができるのかなとか、そういったことを考えていたのですけれども答えは出なかったのですが、どんなことがあるのかなと。ただ、思うことには、ちょっと考えていても思いつくことがなかったから、やはりそういったことも教育の中とか家庭の中でいろいろと考えていく必要もあるのかなと感じたところです。とてもいい経験をさせていただきました。ありがとうございました。

田辺教育長

ありがとうございました。ほかにご発言ございますか。

田中委員。

田中委員

私も鷺宮小学校に伺わせていただいたのですけれども、本当に学校全体でいろいろすばらしい取組が多くて、今日お話ししたいこともたくさんあるくらいなのですけれども、ただ、本当に現場に行ったからこそ経験できたこともあって大変いい機会でした。

一つだけ気になったというか、考えさせられたことなのなのですが、1人、日本人ではない生徒さんがいらっちゃって、その生徒さんが少し発達障害も抱えているというお子さんで、先生方がいろいろ、担任の先生とか介助員の方がいらっちゃったりして、いろいろ丁寧に対応していたのですけれども、ある授業で健常な女の子とそのお子さんがテーブルに2人で並んで授業を受けていたのですけれども、その子どもは結局、日本語も十分理解できないので、配られた画用紙に自分で線を描いて勝手にやっているわけですね。その隣にいた健常な女の子は、やはり授業よりも隣の男の子のほうが気になるものですから、隣の子のことを見ているのですね。

それを見ていて、その女の子にとってはやっぱりこういう子どもがいるという、また、自分の隣で一緒に授業を受けたという経験もすごく大切な経験だと思います。ただ一方で、そのときの授業、後で取り返すのでしょうかけれども、その授業については十分授業についていけなかった部分もあったのではないかなと思うと、やはり先般から話題に出ている巡回指導だとか、特別支援教室ですね。そういったケアというのでしょうか。充実がすごく大切なのだなと感じました。やはり教育の場ですから、健常な女の子も、また、その外国から来ている男の子も一緒に同じ教室で学んだことで、それぞれがステップアップできるような、そういうふうな教育環境というのでしょうかね。人材的なことも含めて、すごく大切だなと感じました。今、中野はいろいろな取組をしているので、更にこういったことを充実していかないといけないのかなというふうに思います。

それと、やはり多分その女の子の、例えば保護者から見るといろいろな思いもあって、もしかしたら学校とか教育委員会にいろいろな意見が出てくるのかもしれないと思います。でも、そういった経験が非常に大事だということをやっぱり保護者の皆さんにも啓発していくことも、現場を見てすごくやはり大事なのだなというふうに感じました。

あと、最後に一つだけ、給食もすごく楽しかったのですけれども、たまたまその日「カミカミ献立」といって、月に1回、しっかり噛めるような、玄米のご飯と、それから、小魚の揚げ物が出ていたのですが、子どもたちは大変楽しそうに食べていたのですけれども、聞いたら「カミカミ献立」だということを知らなかったと言っていたので、せっかくそういういい企画をしているので、子どもたちにもその意図を知らせていくといいかなという

ふうに感じました。

以上です。

田辺教育長

ありがとうございます。

小林委員。

小林委員

鷺宮小学校訪問については、もうほかの教育委員の方々がいろいろお話をされましたが、私も一言、強く印象に残ったのは、地域のご高齢の方が学校に入って子どもたちとかかわっているということで、改めてそういう場面を見ると、子どもたちもいい意味でお年寄りと接する緊張というのでしょうか。非常にそれが教育的な効果を高めているのかなど。そして、また、ご高齢の方が非常に輝いて見えました。やはり地域の財産だと思えますので、今、全国的にこういった試みは、どの小学校でもやっているところがあると思うのですけれども、教育大綱や教育ビジョンや、今後の中野の教育のあり方の中で、制度化というところとまたちょっといろいろ語弊があるのですけれども、もっとそういったものを構築して、先ほどの田中委員のお話の中でも、言葉が十分通じない外国籍の子どもたちなども、場合によっては地域にそういう言葉に堪能な方々も結構いらっしゃる可能性もあると思えますし、そういう方とのかかわりを持てるようにするとか、そういうものがもっと進めばいいなど改めて実感しました。

それから、もう一つは、6月12日に中野区総合教育会議が開かれたわけですが、私の率直な感想は、今後本格的に中身に入っていくわけですが、やはり今はまだ整備段階というか、本格的な議論が十分できない状況だと思うのですけれども、やはり教育の目的というのでしょうか。その目標をしっかりと定めるというか、その際、やはりそこから中野が見えてくるようなものを、私は構築したいなど。ただ、教育大綱でそれを示すかどうかというよりも、教育大綱で示されたものを今度は中野区の教育委員会の目標としてどうそれを、特色をもって進めていくかということ。これは今後大きな課題だなというふうに感じました。

以上です。

田辺教育長

渡邊委員。

渡邊委員

6月12日の総合教育会議の件につきまして、私なりの意見というより感想を申し上げます。我々は教育ビジョンというものを考えているわけですが、教育大綱は対象が区民全員ということになります。大綱ですから、単なる大筋ですが、やはり教育というGIOという一番の目標になっていくということで考えると、区長と教育委員会というような、ある程度、組織の関係があるような気がいたします。

少なくとも教育委員としては、そういったものを、バイアスを受けずに、我々が考える教育をしっかりとまとめ上げて、そちらのほうをやはり区と調整する。そういう意味では、教育委員会の中においてもしっかり我々の意見をまとめて、教育大綱の中に生かしていかなければいけないのだろうなど。1回や2回で決まるものでは当然ないですし、そういう意味では、それについてもいろいろな方々の意見を聞いていかなければいけないのだなど、すごく実感しているところでございます。

それで、やはりとても重要なことで、しっかりどういった形で議論したらいいのかなというふうに思っているところですが、この辺も時間をとって、一度考える機会をお願いできますかという意見です。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにご発言がないようでしたら、事務局報告に移ります。

<事務局報告>

田辺教育長

事務局報告の1番目、「中野区教育ビジョン（第2次）の改定について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

中野区教育ビジョン（第2次）の改定につきまして、資料に基づき説明をさせていただきます。

初めに、「趣旨」でございます。教育委員会におきましては、教育基本法に基づきます区の教育振興基本計画といたしまして、現在、教育ビジョン（第2次）を平成23年2月に策定いたしまして、「一人ひとりの可能性を伸ばし、未来を切り拓く力を育む」という教育理念の実現に向け、様々な取組を行ってきたところでございます。

今般、策定から概ね5年が経過いたしますことから、この間の教育を巡る様々な状況の変化や事業の実施状況を踏まえまして、必要な改定を行ってまいりたいと考えてございます。

2番、「改定にあたっての基本的な考え方」でございますが、まず1番目は基本構想、教育大綱との整合性を図る。また、昨年度末、策定をいたしました中野区子ども・子育て支援事業計画を視野に入れたものとする。また、2番目でございますが、教育ビジョン（第2次）で重点的に進めてまいりました取組等の評価・検証に基づき、見直しを行ってまいりたい。また、3番目でございます。少子高齢化など、子どもと家庭を取り巻く社会状況や教育環境の変化を踏まえまして、これからの区が目指す教育理念、人間像、目標、教育の方向性等を明らかにしてまいりたいと考えてございます。

3番、「区民等の意見聴取」でございますが、区民意見交換会、あるいはパブリック・コメント手続などを実施するほか、小・中学校PTA連合会など、関係団体との意見交換を行いまして、幅広く意見を聞いてまいりたいと考えてございます。

今後のスケジュールの案でございます。6月から10月にかけては、現状や課題等の分析。それを経まして、11月にはビジョン素案の作成ということで考えてございます。年明け1月には素案に関する意見交換会。これを経まして、3月には案の作成でございます。この案につきまして、4月、パブリック・コメント手続を実施しまして、6月には決定ということで考えているところでございます。

報告は以上でございます。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

基本的な考え方の中で、教育大綱との整合性というのが一番、今回大きな課題になると思うのですが、教育大綱のスケジュールと、今回の改定のスケジュールというのは全く並行したような状態なのですか。教育大綱の中身を見ながら、若干遅れて議論していくようなイメージなのでしょうか。お願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

ただいま委員にご指摘いただきましたとおり、教育大綱の内容を踏まえまして、教育ビジョンの改定作業を行うということでございます。したがって、教育大綱の検討を見ながらということなのですが、教育大綱の検討自体にも教育委員会としてかかわってございますので、そういった意味では、同時並行的に検討が進められていくというふうに考えてございます。なお、教育大綱につきましては、今年度中の策定ということでございます。教育ビジョンにつきましては、年明け6月ごろの最終決定ということで考えてい

るところです。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

最初に、今後のスケジュールで、教育の現状や課題等の分析ということがあって、これは当然大事なことだと思うのですが、今回の教育ビジョンそのものの評価といえますか。要するに、教育ビジョンに照らして、果たしてこの教育ビジョンがどう達成できているのかどうかという視点もやはり盛り込んでいく必要があるのかなと思います。その達成度が低ければそこに課題があるし、今後もそこを重点的にやっていくかどうかということをご議論していくわけですから、特に改定なので、その辺のところは今後、このビジョンをもとにした課題の分析みたいなものもやっていきたいなと思います。

田辺教育長

よろしいですか、ご意見ということで。

小林委員

はい。

田辺教育長

ありがとうございます。ほかにございますか。

それでは、こうした形で進めさせていただきたいと思います。

続きまして、事務局報告2番目、「区立図書館指定管理者候補者の募集について」の報告をお願いします。

副参事（子ども教育経営担当）

それでは、お手元にご配付させていただきました「区立図書館指定管理者候補者の募集について」に基づきましてご報告をさせていただきます。

区におきましては、平成25年4月から区立図書館全館におきまして指定管理者制度を導入いたしまして、区民サービスの向上並びに簡素・効率的な運営を図ってきたところでございます。この指定管理期間につきましては3年としておりまして、平成28年3月をもって終了ということでございます。平成28年度から新たな指定管理者を選定するため、「中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」に基づきまして事業者を募集してまいりたいと考えてございます。

指定管理者を募集する施設につきましては、1番に記載のとおり、中央図書館を含む全

8館ということでございます。指定管理期間でございますが、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間ということで考えてございます。なお、もみじ山文化センター・中央図書館の大規模改修工事を平成28年度に予定してございまして、これに伴いまして、中央図書館におきましては平成28年11月から平成29年3月までの間、休館にする予定ということでございます。

なお、この間、窓口は閉鎖をする予定でございますが、図書の貸出し等、あるいはレファレンス機能等につきましては、これまで同様行えるということで考えてございます。また、詳しい工事の日程が決まりましたら、詳細につきましてまた改めてご報告をさせていただきたいと考えてございます。

3番の選定方式でございますが、公募によるプロポーザル方式ということで、事業者から様々な事業に対する提案等をいただく。それと、価格というものを加味した内容で選定をしていきたいと考えてございます。今後のスケジュールでございますが、4番に記載のとおりでございます。7月上旬に募集要項を発表いたしまして、8月上旬に締切り、その後、10月には指定管理者候補者を決定いたしまして、12月には区議会へ議案提出し、指定をいただきまして、年明け2月には基本協定、3月には年度協定を締結して、4月から業務開始という予定でございます。

報告につきましては以上でございます。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

一括して指定管理者に委託するということなのではけれども、施設は8箇所あるわけですよ。そうすると、例えば、運営していく上で、4箇所ずつにすることで競争が起こるというような、そういう視点というのはないのでしょうか。

副参事（子ども教育経営担当）

平成25年4月から一括してということで行っております。これに当たりましては、委員ご指摘の点も様々検討したところでございますが、やはり中央図書館を中心に、統一的な指揮命令系統と申しますか、より効率的な図書館運営を図るためには、やはり8館一括の指定がよろしいということで、検討した結果、全8館一括指定管理ということで現在は運営を行っているところでございます。

田辺教育長

ほかにございますか。

小林委員

既にこれはやっているわけですがけれども、今の指定管理者に関して何か課題として挙がっているようなことがあれば、この場で教えていただける部分があればお願いしたいと思えます。

副参事（子ども教育経営担当）

図書館の運営状況につきましては、当教育委員会におきましても、それぞれ年度ごと、節目ごとにご報告させていただいておりますが、概ね円滑な運営が図られているということで、区民サービスの部分あるいは区民の皆様からの評価につきましても、高い評価をいただいているものと思っております。また、自主企画事業ということで、様々な指定管理者ならではの創意工夫なども図られているところも評価をされていると認識しております。今後、本年4月にご議決をいただきました区立図書館の今後の取組（考え方）ということで、基本的な考え方は整理をいたしましたけれども、こういった考え方に沿って、今後につきましても良好な運営が図られるように進めていきたいと考えているところでございます。

小林委員

ありがとうございます。今お聞きして、またこれまでの報告も含めて、特段の大きな課題というか、支障がなく順調に進んでいるというふうに受けとめておりますけれども、今後更に図書館という機能を高めて、特に教育委員会としては学校教育とのかかわりを、今もそれなりに取り組んでいただいていると思うのですが、指定管理者を選定するに当たっては、特にそういう学校図書館とのかかわりということや、やはりしっかりできるビジョンというか、計画性のある、そういったところをお願いしたいなという思いを持っております。

渡邊委員

この公募なのですが、エントリーが1業者のみであった場合どうなるのかというのだけ一応、教えていただけますか。

副参事（子ども教育経営担当）

選定に当たりましては、区が昨年、策定をいたしました指定管理者制度ガイドラインというものがございまして、そういったものを踏まえて業務の要求水準を区として策定いたします。これに満たない事業者については協定を締結しないということになってご

ございますので、そういった業務をしっかりとできることを見極めた上で指定管理者を選定するというところでございます。

渡邊委員

やはり少しこういった図書館にしてほしいという我々の考えも反映できるような、そういう契約になるのかどうかかわからないですけども、その辺りは余地を残していただいて、単に丸投げになってしまっているような形にならないようにしていただきたいなと思います。

副参事（子ども教育経営担当）

協定の締結に当たりましては、先ほど業務の最低水準ということでは業務要求水準。また、募集要項並びに業務の仕様ということでは、事細かに区として求めるべき水準を明らかにし、進めてまいります。

また、今 23 区においては、指定管理者制度に移行する方向に動いているようなところも見受けられますので、事業者については数多くの事業者に応募いただけるように広報には努めてまいりたいと考えてございます。

田辺教育長

続きまして、事務局報告の 3 番目、「中野区軽井沢少年自然の家指定管理者候補者の募集について」の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

それでは、「中野区軽井沢少年自然の家指定管理者候補者の募集について」説明をいたします。お手元の資料をごらんください。軽井沢少年自然の家につきましては、平成 22 年 4 月から指定管理者制度を導入しまして管理を行っております。この間、指定管理者による適切な施設の維持管理、それから、小・中学校の移動教室の円滑な実施など、施設のサービス向上に寄与しまして、経費面につきましても、経費の抑制に努めてまいりました。

現在の指定管理期間は平成 28 年 3 月をもって満了いたします。このことに伴いまして、平成 28 年度からの新たな指定管理者を選定するため、「中野区公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例」に基づきまして、事業者の募集をいたします。

指定管理者を公募する施設は、中野区軽井沢少年自然の家で、所在地は長野県北佐久郡軽井沢町です。指定管理期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 年間になります。選定方法は公募によるプロポーザル方式になります。

今後のスケジュールとしましては、7 月中旬に募集要項を発表し、公募を行います。8

月中旬に事業者募集を締め切ります。その後、10月には指定管理者候補者の決定をし、12月には区議会に議案を提出し、議決をいただければ、指定管理者の指定を行います。来年の2月には基本協定の締結、3月に年度協定の締結をいたしまして、4月から指定管理者による業務を開始する予定であります。

報告は以上でございます。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

小林委員

これも先ほどと同じなのですが、これは特に小・中学校がここで教育活動をしていくという大切な役割を担っている施設だと思いますので、特にそういった業者に関しては学校教育を進めていく上で、やはり配慮が最大限に出来るというところをぜひ選定していただければというふうに思っています。これは要望ですので。お願いいたします。

田辺教育長

要望ということで受けとめさせていただきます。

ほかにもございますか。

それでは、続きまして事務局報告の4番目、「区立小学校の通学路への防犯カメラ設置について」、の報告をお願いします。

副参事（学校教育担当）

それでは、「区立小学校の通学路への防犯カメラ設置について」説明をいたします。お手元の資料をごらんください。教育委員会としましては、通学路の安全対策につきまして、学校、PTA、地域と様々な取組をしてきているところでございます。児童・生徒が被害に遭う事件、事故への心配から、更なる安全の確保が課題となっているところでございます。このため、学校と地域とが連携して実施している登下校時の見守り活動を補完し、通学路の安全対策を充実させるために今年度から小学校の通学路に防犯カメラの設置を進めることとしました。設置をするのは、区立の全小学校の通学路です。設置につきましては、今年度、平成27年度と平成28年度の2年間で行います。平成27年度には13校、平成28年度には12校で、校名は資料に記載のとおりです。設置の年度は、地域内での防犯カメラの設置状況、それから、警察からの距離ですとか、再編対象校のうち、平成29年度に統合対象になっている学校、そういったことなどを勘案しまして2年間で考えました。平成29年度以降につきましては、通学路等の変更に伴いまして、設置箇所の見直しを実施してい

きます。具体的には、通学路の点検、それから学校、PTA等による現地調査によって、必要がある場合には設置箇所を変更いたします。また、学校再編に伴いまして、通学区域や通学路に変更がある場合には、設置した防犯カメラを、必要に応じて移設も行ってまいります。

設置箇所についてですけれども、まず、箇所数は学校周辺を中心に、各校5台設置を考えております。設置の目安は、人目の届きにくいところなど、資料に記載の項目に配慮して設置をしております。

裏面をごらんください。具体的な設置箇所につきましては、各学校が防犯カメラの設置箇所の案をPTAと検討し作成いたします。それに基づきまして、設置箇所を決定してまいります。設置者及び管理者につきましてはということで、設置者は中野区教育委員会になります。管理者は中野区教育委員会事務局、学校教育担当で行ってまいります。個人情報取扱いについては配慮が必要となりますため、教育委員会事務局におきまして要綱の定めるところによりまして、設置者、管理者、設置箇所、映像の保管等の取扱い、映像の開示等の基準を定めた上で運用してまいります。

これからのスケジュールなのですけれども、7月には設置箇所の決定をしております。それから、7月から9月にかけて、この設置事業に関する地域での説明、こういったことを行ってまいります。その後、契約等の手続を進めまして、実際の工事は来年の1月から3月、4月には運用を開始していきたいというふうに考えております。この事業につきましては東京都の補助をいただける予定になっております。そういったことの関係で、このスケジュールにつきましては若干早まることも想定されます。

報告は以上でございます。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、ご質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

小林委員

これまでいろいろな社会の状況を見て、防犯カメラによって様々な成果が上がっているということがあるので、学校の通学路にこういったものを設置するというのは非常に歓迎できることだと思うのですけれども、小学校の学区につけるといことでありますが、当然、中学生も同じような危険があると思います。大体小学校の通学路で中学校の通学路もカバーできるという考え方もできると思うのですが、その辺は何か検討された経緯があるかどうか、ちょっと確認したいと思います。

副参事（学校教育担当）

通学路として指定をしているのは小学校だけでございます。ただ、中学校の場合は、小学校と中学校で全く違う道を通って通っているわけではございませんので、多くの場合、小学校の通学路にカメラが設置されておれば、中学生が通学で使う道についても、ある程度の安全は確保できると考えております。

渡邊委員

防犯カメラをつけるということは非常にいいことだなと思います。この予算は東京都の補助も受けてやりますということも了承したのですけれども、これは管理も教育委員会がやって、区のものではなくて、教育委員会のものなのですか。資料に設置者と管理者が教育委員会と書いてあるのですけれども、今現時点で動いているまちの他の防犯カメラとは、別扱いなのか教えていただきたいのですけれども。

副参事（学校教育担当）

このたび通学路に設置する防犯カメラにつきましては、教育委員会が設置をして、教育委員会事務局のほうで管理をしてまいります。まちの中にある防犯カメラにつきましては、区が設置しているものはほとんどございません。町会ですとか商店街等が設置をしております。区としてはそれに対して補助金を出しているというようなことはございますけれども、実際に設置するのはそれぞれの町会、それから商店街といった団体が設置をして、それぞれが管理をしているという形になります。区のほうで設置をしておりますのは、主に公共施設、そこに設置をしているものについては公共施設の設置主体、つまり、区であるとか、学校については教育委員会が設置をしているという形になっております。

田中委員

私もこの設置は非常に、子どもたちの安全の上で重要なことだと思うのですけれども、過去に、例えば中野区で昨年度、生徒の安全が脅かされるような事例というのは把握していたらどれぐらいあったのか、教えていただきたいのですが。

副参事（学校教育担当）

具体的な数字は把握していないのですけれども、不審者情報とか、そういったことでは何件か寄せられておまして、その都度、学校等にメールで配信して注意を喚起するとか、そういったことをしているところですので、これを設置することによって一定の抑止効果といいますか、そういったことが考えられるというふうに思っております。

田中委員

では、そういう不審者情報などはあったけれども、実際に生徒の安全を脅かすような事例というのはなかったというふうに理解していいわけですね。

指導室長

個々の案件につきましては、それぞれの状況もありますので、詳しくお伝えはできません。ですけれども、大きな事故としての報告は受けておりません。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

それでは、続きまして事務局報告の5番目、「長期欠席の状態にある児童及び生徒に対する巡回支援事業の実施について」の報告をお願いします。

指導室長

長期欠席の状態にある児童及び生徒に対する巡回支援事業を実施いたしますので、ご報告いたします。本事業は、長期欠席の状態や、その恐れのある児童及び生徒に対して、長期欠席の状態の解消を実現するため、児童及び生徒が在籍する学校や家庭に巡回支援員を派遣して、学習指導や教育相談等を実施するものです。合わせて、南部適応指導教室、北部適応指導教室を教育センター内に集約・拡充し、教育相談、就学相談、適応指導を教育センターで一体的に実施していくことで、早期対応及び多角的な相談・支援を進めてまいります。

2の事業の概要の図をごらんください。左側が現行となります。矢印が人の流れですが、現在は不登校等の支援を受ける場合、児童、生徒、保護者がそれぞれの適応指導教室や教育センターの教育相談室に通うような形になっております。今回の支援事業を進めていくことで、右側になりますが、巡回支援チーム、こちらは教育相談員と学習支援員チームになりますが、直接家庭に伺ってご相談をしたり、また、児童・生徒の保健室登校等の支援を行ったり、学校と連携を図ったりという形での支援を行います。今までどおりの適応指導教室や教育相談事業も実施しますので、両面から支援を行うことで解消を図って参りたいと考えております。

具体的な取組は7月を予定しておりまして、現在、学校への説明を進めているところでございます。

報告は以上です。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたら、お願いいたします。

渡邊委員

資料の下の参考と書いてあるところに、平成 25 年度不登校の児童・生徒数が 143 名で、通級者数が 37 名と書いてあります。事業としては、支援事業を開始するということから、今までの事業の流れというか、現行の事業で一定の効果があるのだけれども、更なる効果を目指して改革を取り組もうということだろうとは思いますが、実際に従来のやり方で 143 名のうち、不登校を解消できた数というのは、もしわかったら教えていただけますか。

指導室長

半数弱ぐらいでございますが、学校に復帰する数、要するに、適応指導教室から学校に復帰するケースというのはございます。ただ、特に中学 3 年生の通級が多い状況ですが、そういう生徒の場合には、高校の進学をもって退級する形になりますが、高校に進学して通学できているという報告を受けておりますので、大まかにはそのような形で認識しているところです。

渡邊委員

適応指導教室の通級者数は、確かに今、学校でなくて適応指導教室に行けているという意味では、既にこの段階としては 1 段階あって、自宅ですと、不登校になってしまっているという数が、かなり問題なのではないかと思うのですね。そういった対応について巡回で保護者のところに行くというのは、家庭を訪問するというふうに、この事業の概要の図で見るとそういうふうに考えてよろしいのか。そういった児童・生徒は、どれぐらい復帰できているのでしょうか。

指導室長

現在、不登校に限らず大きな様々な課題については、スクールソーシャルワーカーが家庭支援を訪問しながら行っています。そして、関係機関につなげるというような支援を行っているところです。不登校につきましても、各家庭に何うことで家庭での事業の説明、啓発を行い、それから、各関係機関につなげるような形で不登校の解消に一步でも近づくような、そういう支援を家庭訪問等で心がけたいと思っております。

不登校の理由等についてなのですが、問題行動調査によりますと、25%が、学校が要因となるような不登校の要因があるのですが、残りの 75%は、本人や家庭に様々な問題があるというような形で報告を受けておまして、本人や家庭に直接働きかけることで一步でも不登校の解消につなげる支援を進めるというのが本事業の趣旨でございます。

渡邊委員

やはり教育の時期を失うと子どもたちにとっては大変なことになるので、ぜひこういったことは進めていただきたいのですが、これは教えていただきたいところなのですけれども、この事業に医師等の専門職はかかわってはいるのでしょうか。

指導室長

教育相談の場面で、ケース等の検討を行うときに、医師の方に来ていただきまして、適切な助言をいただいております。ですので、不登校等が教育相談を必要とするようなつながりが起きたときには、間接的ではありますが、そういう専門職の方からの支援を受ける形になります。

田辺教育長

よろしいですか。ほかにございますか。

小林委員

今後、教育相談や適応指導を総合的に進めていくということで、これは非常に大切なことで意義のあることだと思います。ただ、一つ心配なのは、これまで南北に分かれていて適応指導していたものが、それを教育センターで一元的にというのは、そのスペース的な問題というのでしょうか。その辺のところの課題はどうなのでしょう。

指導室長

現在使用している研修室が2階にございますが、そのワンフロアを全て適応指導教室に充てるようにしております。そして、教員研修等は地下のフロアを改築いたしまして、研修室を増築するような形で対応いたしますので、スペース的には確保できるというふうに考えているところでございます。

田中委員

今、説明を伺っていて、チームで訪問して支援をするということだったのですけれども、具体的に、例えば、ある子どもの家庭へチームが行くときというのは、いつも何人か決まったパターンで行くのですか。あるいは、その子ども、家庭に応じてそれぞれの職種の方が1人で行ったりというような、そんなようなイメージなのでしょうか。

指導室長

二つ視点を持っております。一つは、段階による支援。やはり初めの段階ではチームで信頼関係をつくるのが重要というふうに考えております。もう1点は、個の状況による支援。こちらは、その子その子の状況によって、2人で伺ったほうがいいのか、学習支援

というような内容が、例えば、学校においても行われている支援を行うのであれば、1名での巡回も大丈夫かと思えますので、その2点を鑑みまして、ケースによって対応していきたいというふうに思っております。

田辺教育長

よろしいですか。

それでは、続きまして事務局報告の6番目、「平成26年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握の結果について」の報告をお願いします。

指導室長

平成26年度に発生した都内公立学校における体罰等の実態把握の結果につきまして、口頭で報告をさせていただきます。

過日、5月21日に東京都がこの結果について公表いたしました。東京都の結果によりますと、体罰は小学校で24人、24校。中学校は32人28校の体罰が発生したということです。中野区におきましては、体罰については発生しておりません。

報告は以上です。

田辺教育長

ただいまの報告につきまして、質問等、ご発言がありましたらお願いいたします。

渡邊委員

体罰の線引きが一番難しいと思うのですが、体罰が発生した学校というのは、どの程度の問題行動であったのか、その辺りを差し支えない範囲でお答えいただければと思います。

指導室長

まず体罰の規定につきましては、東京都で、身体に間接的に、直接的に、肉体的に苦痛を与える行為というふうに定めておりまして、叩く、殴る、蹴る、投げる、長時間に渡る正座や起立等というふうになっております。それぞれの案件につきましては、特に悪質な例についてホームページ等で公表しておりますが、そのような形で、やはり大きく子どもたちの心身に危害を加えた案件としては、先ほど言った件数というような認識です。

全体的な傾向としては、体罰等については減少の傾向でございます。

田辺教育長

よろしいですか。そのほかご質問等ありますでしょうか。

小林委員

今、本区ではゼロということで、これはこれで一定の評価というか、当然ことなのですから、これは校長会その他、また、各種主任の研修会とか、いろいろな場面でこういった一つの数値をもとにした実態とか、今後のあり方とか、指導の充実だとか、いろいろやっけていくと思うのですが、やはり常にこれは今がゼロだから、じゃあずっとゼロなのかということではないと思いますので、各学校には体罰も含めて服務事項全体の内容について、やはり具体例をもって、各学校、各教員に実態が届くように配慮して実践をしていただきたいというふうに思います。

田辺教育長

その他で報告事項はございますか。

副参事（子ども教育経営担当）

ございません。

田辺教育長

最後に事務局から次回の開催について報告願います。

副参事（子ども教育経営担当）

次回定例会につきましては、7月10日午前10時から区役所5階教育委員会室にて開催する予定でございます。

以上でございます。

小林委員

よろしいですか。先ほど中野区軽井沢少年自然の家の指定管理者候補者の募集についてということで報告があったのですが、今、浅間山が噴火の心配があるということなのですが、この点について、今、実際に子どもたちが移動教室その他で行っていると思うのですが、それについてちょっと簡単に教えていただければと思います。

指導室長

現在、浅間山の噴火警戒レベルが2に上がりました時点で、2校が移動教室を行っていましたが、無事に帰ってきております。現在、教育委員会と学校が連携をいたしまして、レベル2の場合には、半径2キロ以内に小噴火による噴石等が起こる可能性があるということでございます。

軽井沢少年自然の家の位置関係をお話いたしますと、約8キロ、直線距離でございますので、レベル2の状況ですので、現在、実施自体は通常どおり実施しています。しかしながら、急な地震、小噴火等の可能性がありますので、小浅間山等、登山にかかわる活動

については中止をしております。また、山に近づくような状況がある場合には、状況を見ながら十分に避難行動がとれるような体制を組んでございます。特にグループでの活動は実施しないように、緊急避難ができるように全体での行動は各校に周知徹底しているところです。また、実施に当たっては、各校が事前に保護者に安全管理等について説明するようにも周知しておりまして、実施に当たっては臨時、または定期の説明会を実施しているところです。

以上でございます。

田辺教育長

よろしいですか。それでは、以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして教育委員会第18回定例会を閉じます。

午前11時21分閉会